

令和2年6月12日（金曜日）

第2回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

令和2年第2回松島町議会定例会会議録（第1号）

---

出席議員（14名）

1番	杉原 崇 君	2番	櫻井 靖 君
3番	緑山 市朗 君	4番	赤間 幸夫 君
5番	高橋 利典 君	6番	片山 正弘 君
7番	澁谷 秀夫 君	8番	今野 章 君
9番	太齋 雅一 君	10番	後藤 良郎 君
11番	菅野 良雄 君	12番	高橋 幸彦 君
13番	色川 晴夫 君	14番	阿部 幸夫 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町 長	櫻井 公一 君
副 町 長	熊谷 清一 君
総務課 長	千葉 繁雄 君
財務課 長	佐藤 進 君
企画調整課 長	佐々木 敏正 君
町民福祉課 長	安土 哲 君
健康長寿課 長	齊藤 恵美子 君
産業観光課 長	太田 雄 君
建設課 長	赤間 春夫 君
会計管理者兼会計課 長	鷹平 義弘 君
水道事業所 長	岩渕 茂樹 君
危機管理監	蜂谷 文也 君
子育て支援対策監	本間 澄江 君
総務課総務管理班 長	相澤 光治 君
教 育 長	内海 俊行 君

教 育 次 長	児 玉 藤 子 君
教 育 課 長	赤 間 隆 之 君
参事兼中央公民館長	伊 藤 政 宏 君
選挙管理委員会事務局長	中 條 宣 之 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 和 也 次 長 熊 谷 直 美

---

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 6 月 1 2 日 (金曜日) 午前 1 0 時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

6 月 1 2 日から 6 月 1 6 日まで 5 日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 総務経済常任委員会の所管事務調査期限の延期について

〃 第 5 教育民生常任委員会の所管事務調査期限の延期について

〃 第 6 報告第 1 号 令和元年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

〃 第 7 報告第 2 号 令和元年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

〃 第 8 報告第 3 号 令和元年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について

〃 第 9 報告第 4 号 令和元年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書について

〃 第 1 0 報告第 5 号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

〃 第 1 1 議員提案第 3 号 松島町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について  
(提案説明)

〃 第 1 2 議案第 4 8 号 松島町町税条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 3 議案第 4 9 号 松島町都市計画税条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 4 議案第 5 0 号 松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 5 議案第 5 1 号 指定管理者の指定について【松島町文化観光交流館】 (提案説

明)

- 〓 第16 議案第52号 工事請負契約の締結について【町道磯崎・手樽線外道路整備工事】（提案説明）
- 〓 第17 議案第53号 令和2年度松島町一般会計補正予算（第3号）について（提案説明）
- 〓 第18 議案第54号 令和2年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）
- 〓 第19 議案第55号 令和2年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）
- 〓 第20 議案第56号 令和2年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）について（提案説明）
- 〓 第21 議案第57号 松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 〓 第22 議案第58号 松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 〓 第23 議案第59号 松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 〓 第24 議案第60号 松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 〓 第25 議案第61号 松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 〓 第26 議案第62号 松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 〓 第27 議案第63号 松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 〓 第28 議案第64号 松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 〓 第29 諮問第2号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて
- 〓 第30 諮問第3号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて
- 〓 第31 諮問第4号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて
- 〓 第32 諮問第5号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて
- 〓 第33 諮問第6号 松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて
- 〓 第34 松島町選挙管理委員及び補充員の選挙

---

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（阿部幸夫君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第2回松島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申出がありますので、お知らせいたします。

-----さんであります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

---

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、7番澁谷秀夫議員、8番今野章議員を指名します。

---

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月16日までの5日間にしたいと思います。  
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月16日までの5日間に  
決定をいたしました。

---

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（阿部幸夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、行政報告等の申出がございます。櫻井町長、行政報告等をよろしく願います。

○町長（櫻井公一君） 議員の皆様、おはようございます。

本日、第2回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき誠にありがとうございます。

さて、本日提案いたします議案は報告事項が5件、条例の一部改正が3件、令和2年度補正予算が4件、その他の議案が2件、人事案件が13件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております令和2年3月6日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。3月6日に、第1回松島町議会定例会を招集し、19日までの会期において令和元年度一般会計補正予算等の議案をご審議いただき承認をいただきました。

3月16日には仙石線松島海岸駅バリアフリー設備新設外工事の安全祈願祭が行われ、令和3年度末の完成に向けて工事の安全を祈願しました。

3月31日には、石田沢防災センターで、町内事業者の方を対象に新型コロナウイルス感染症の影響についてと従業員など雇用者への対応についてを議題に意見交換を行いました。宿泊施設や観光施設のキャンセル状況や経営に対する影響など事業者の方々と情報の共有を行いました。

4月6日には春の交通安全町民総ぐるみ運動出発式が行われ、交通事故防止の徹底を図るため、町内全域に向けた交通安全広報活動を実施しました。

また、4月13日には松島町の交通死亡事故ゼロが2,500日達成されたことから、宮城県警本部長から褒状をいただきました。ひとえに交通安全に関わる各団体の方々のお力添えと町民皆様の高い意識により達成できたものであり、さらにこの交通死亡事故ゼロが続いていくことを願っております。

4月10日、4月22日、5月26日と計3回にわたり新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村長会議がウェブ会議で実施され、県知事と市町村長が対応方針について情報共有を図り意見交換を行いました。

5月1日には、塩釜地区広域行政連絡協議会においてウェブ会議を実施し、2市3町の首長が新型コロナウイルス感染症対応について意見交換を行いました。

5月8日には議員懇談会を開催し、新型コロナウイルス感染症対応に係る一般会計補正予算の専決処分についてご説明させていただきました。また、同日行政区長会議を開催し、今年度主要事業等を説明し、活発な意見や地域の状況、要望等をいただいております。

5月25日には、第2回松島町議会臨時会を招集し、令和2年度一般会計補正予算等の議案をご審議いただき、承認をいただきました。新型コロナウイルス感染症対応につきましては、緊急事態宣言は解除されましたが、今後も感染拡大防止策を徹底し、町民の皆様への支援に積極的に取り組んでまいります。

このほかの諸報告は、記載をもって説明に代えさせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議長の諸報告は印刷してお手元に配付しております。概要だけ申し上げ

たいと思います。

出納検査・監査の報告は、令和2年3月25日、4月20日、5月20日に例月現金出納検査を行っていただいております。監査委員のお二方、大変ご苦労さまでございます。

請願・陳情・意見書等の受理については1件要望書を受理いたしました。

請願・陳情・意見書等の処理については4件処理をいたしました。

行政視察の来庁の受け入れはありませんでした。

会議等につきましては、令和2年3月6日の令和2年第1回議会定例会を含め、総件数32件の、各種会議、委員会、行事等がございました。詳細は記載のとおりであります。

議会だより発行は、4月1日に「まつしま議会だより号外」を、5月1日に「まつしま議会だより」第142号を発行されております。広報広聴両分科会の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

委員会調査については、教育民生常任委員会では保育・教育環境におけるICTを活用してを、総務経済常任委員会は宮城県が導入を検討している宿泊税の撤回を求める陳情書及び観光振興の施策についての調査等を行っております。また、5月25日に新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を設置し、町内の各事業者への影響等について調査を行っております。

議員、委員会派遣はありませんでした。

以上で議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合議会の報告に入ります。

報告につきましては、お手元に配付いたしました一部事務組合議会議員の報告書配付により、一部事務組合議会の報告とさせていただきます。

なお、3月定例会以降に開催されました一部事務組合等議会につきましては、宮城東部衛生処理組合議会、塩釜地区消防事務組合議会であります。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

ここで、皆さんにお知らせいたします。議場、暑くなっておりますので、上着等は脱いでも結構でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

---

#### 日程第4 総務経済常任委員会の所管事務調査期限の延期について

○議長（阿部幸夫君） 日程第4、総務経済常任委員会の所管事務調査期限の延期についてを議題といたします。

総務経済常任委員会で調査及び審査中の陳情第2号宮城県が導入を検討している宿泊税の撤

回を求める陳情書については、令和2年6月定例会までが期限でありましたが、同委員会から、会議規則第45条第2項の規定によって、令和2年9月定例会までの期限を延期されたいという要求がありましたので、お諮りいたします。委員会の要求どおり期限を延期することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、総務経済常任委員会の所管事務調査期限を、委員会の要求のとおり令和2年9月定例会まで延期することに決定をいたしました。

---

---

#### 日程第5 教育民生常任委員会の所管事務調査期限の延期について

○議長（阿部幸夫君） 日程第5、教育民生常任委員会の所管事務調査期限の延期についてを議題といたします。

教育民生常任委員会で調査・審査中の陳情第1号2021年度介護保険法改正に向けた介護保険制度の抜本改善を求める組合の意見書提出を求める陳情書については、令和2年6月定例会までが期限としておりましたが、同委員会から、会議規則第45条第2項の規定によって、令和2年9月定例会まで延期されたいとの要求があります。

お諮りします。委員会の要求どおり期限を延期することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、教育民生常任委員会の所管事務調査期限を、委員会の要求どおり令和2年9月定例会まで延期することに決定をいたしました。

---

---

#### 日程第6 報告第1号 令和元年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（阿部幸夫君） 日程第6、報告第1号令和元年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第1号令和元年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

2款総務費1項総務管理費の復興支援定住促進事業につきましては、補助対象住宅の工事が年度内での完了が見込めず繰り越した事業であり、令和2年6月下旬までに完了見込みとなっております。

松島海岸駅整備事業につきましては、撤去する既存駅舎と駅トイレにアスベスト含有が判明

し、飛散防止対策に時間を要したため、年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和2年9月下旬までに完了見込みとなっております。

3款民生費1項社会福祉費のプレミアム付商品券事業につきましては、商品券利用の精算に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和2年4月に完了しております。

3項災害救助費の台風第19号災害廃棄物処理事業につきましては、県及び処理施設との協議に時間を要したため、年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和3年3月下旬までに完了見込みとなっております。

6款農林水産業費1項農業費の強い農業担い手づくり総合支援交付金事業補助金につきましては、施行方法の検討に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和2年12月下旬までに完了見込みとなっております。

農道弁天1号線舗装補修事業につきましては、復興庁との協議に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和2年7月下旬までに完了見込みとなっております。

8款土木費2項道路橋梁費の町道手樽・富山駅線舗装補修事業につきましては、復興庁との協議に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和2年7月下旬までに完了見込みとなっております。

松島地区避難路整備事業につきましては、JRとの協議に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和2年12月下旬までに完了見込みとなっております。

高城・磯崎地区避難路整備事業及び町道上竹谷・高城線外11路線道路整備事業につきましては、地権者との協議に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和3年3月下旬までに完了見込みとなっております。

町道手樽・富山駅線道路整備事業につきましては、農地海岸管理用通路の通行許可申請に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和2年5月に完了しております。

町道高城・松島線外3路線道路整備事業につきましては、地権者との協議に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和2年10月下旬までに完了見込みとなっております。

普賢堂外避難道路整備事業につきましては、工法の検討に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和3年3月下旬までに完了見込みとなっております。

町道磯崎・手樽線外道路整備事業につきましては、地権者との協議に時間を要したため年度

内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和3年1月下旬までに完了見込みとなっております。

5項都市計画費の根廻・磯崎線道路整備事業（根廻側）につきましては、施工方法について国土交通省との協議に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和3年3月下旬までに完了見込みとなっております。

根廻・磯崎線道路整備事業（磯崎側）につきましては、施工方法についてJRとの協議に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和2年12月下旬までに完了見込みとなっております。

9款消防費1項消防費の地域防災計画見直し事業につきましては、台風第19号の検証内容を反映させるため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和2年9月下旬までに完了見込みとなっております。

10款教育費2項小学校費の教育用備品購入事業につきましては、寄附者の意向確認に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和2年5月に完了しております。

町立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業につきましては、国の補正予算（第1号）に伴う公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業費補助金により実施するものであり、年度末に採択となったことから年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和2年10月下旬までに完了見込みとなっております。

3項中学校費の町立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業につきましては、国の補正予算（第1号）に伴う補助金により実施するものであり、年度末に採択となったことから年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和2年10月下旬までに完了見込みとなっております。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費の台風第19号農地災害復旧事業及び台風第19号農業用施設災害復旧事業につきましては、令和2年1月の災害査定後の着手となったことから年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和3年3月下旬までに完了見込みとなっております。

2項公共土木施設災害復旧費の台風第19号公共土木施設災害復旧事業につきましては、令和2年1月の災害査定後の着手となったことから年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和3年3月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で一般会計の繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 報告が終わりました。報告事項ではございますが、質疑があれば受けた

いと思います。10番後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） すみません、あまり報告なので聞かないかなと思ったんですけども、気になったので、3ページの消防費の地域防災計画見直し事業があります。延び延びで台風19号の絡みもあったので、9月下旬に完了見込みという中身ではありますが、いかんせん今コロナの関係でちょっと心配なので、多分これは網羅されていないかと思うんですが、コロナ関係の考え方をお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 現在新型コロナウイルス感染症関係ということで、国のほうについても新型インフルエンザ等の特別措置法、こちらが改正されております。また、一般質問にもございましたが、6月中旬に宮城県のほうでそれに係る避難所の運営のガイドライン等も策定予定ということで進んでおりますことから、一旦6月の段階での作業までは反映させてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 対話のほう、よろしく願いをいたします。何が起きるかわからないというか、本当に大変だと思うので、力を入れてぜひよろしくお願いをいたします。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 繰越しでございまして、これだけの事業ありますと本当に大変だと思うんですけども、何点か聞きたいと思います。

まず1ページ、松島海岸駅の整備につきまして、アスベスト、トイレにアスベストが含まれていたと。今盛んに海岸駅やっておりますけれども、これになってこの令和2年9月までに駅はそのまま支障なく完了するのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） お答えします。

解体工事着手中にアスベストが含まれている材料が確認されたために、こちらクリーンルームの設置に時間を要しまして、飛散防止対策、クリーンルームの設置に時間を要しまして年度を越したものでございます。全体の工程といたしましては、先ほど冒頭で町長がご説明したとおり令和3年度内の完成には影響はないということでJRから報告は受けております。

以上でございます。

○13番（色川晴夫君） ありがとうございます。大分皆さんも期待しておりますので、支障のな

いようをお願いします。

それから次のページ、2ページになります。

この松島地区の避難道路、JRとの協議、これ私が住んでいる霞ヶ浦ということでございまして、本当におかげさまで立派に一部JRまで完了いたしました。本当にきれいに見事に出来上がりまして、検査、今月の20日、21日に検査があるということでもあります。その後にJRの工事が入ることになっておりますので、その後の完了までの工程をちょっとお示しただけだと思います。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 松島地区避難路整備事業で実施しております霞ヶ浦枝線になりますけれども、こちらの工事につきましては、JRが建設した区間の築造工事ということもありまして、造りますとJRの架線が近くなる、またJR脇に立っております樹木があったことから、そちらのほうでJR委託で工事をやっていただくということで工事が繰越しになったものでございます。工事につきましては5月末で現場のほうは完了しておりますので、検査を待つばかりとなっておりますが、今後JRの踏切本体工事が入ってくるようになります。踏切本体工事につきましては、6月22日から7月31日までの期間で工事を行い完成形という形になります。しかしながら、踏切の警報機、遮断機などの通信設備工事につきましては、12月までかかるということで聞いておりますので、12月完成という形になります。あと、今回完成した区間と踏切の区間、一部未施工区間がありますので、こちらのほうも踏切の本体工事完了後、こちらは9月ごろからスタートとなりますけれども、一部工事を着手していきたいと考えております。こちら踏切の工事とあわせまして12月完成を目指しているところで

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） このように、今JRが踏切工事これから入るといふようなことでもありますので、これが7月31日まで、その後に警報機ですか。その警報機作る、同時並行的に今度踏切と完成したところの工事が入るといふふうに理解してよろしいんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 同時施工にして工事を実施していきたいと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） ありがとうございます。

続きまして、同じ2ページの下から2段目、普賢堂の避難道路でございます。今盛んに普賢堂ですね、ロイヤルホテル、旧ロイヤルホテル、店言いますと東京モータースさん、あそこのところやっております、今擁壁工事、盛んに進んでおります。それが普賢堂の道路までずっと、それから前の、今のあそこですか、垣ノ内集会所、そのところにまでドンと出てくるわけでございます。その集会所の入り口、ちょっと行ったところに公園がありますね。公園と道路、今工事している道路の間に坂になっている道路があります。そのところに2軒うちがあります。そこは赤道です。そういう中で、あそこ、非常に工事もあり、そういうことで上っていきますとかなり道路が傷んでいると、そういう部分がありますので、それもこういう工事、あわせて、せっかくの工事やっておるものですから、住環境も含めてこういうこと考えていただければありがたいなと思いますけれども、どうなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 垣ノ内地区、東京モータース前の道路になりますけれども、こちらにつきましては、のり面の設計がちょっと時間かかったということで繰越しになったものでございますけれども、昨年9月に工事契約しております、現在工事実施中であります。おっしゃられるように今ロイヤルホテル前の擁壁工事を実施しておりました。あとまた、切土につきましては再切土、完了しております、あと切土した部分ののり面復旧、これはのり枠ではなくて受圧板というんですが、板みたいな形状なものを置きましてアンカーで押さえる工事となっております。こちらの工事を今後入っていく形になります。話にありました公園脇の上の民家に上がっていく道路、コンクリート舗装の道路になりますけれども、こちらにつきましては町の土地となっております、またのり面の安全上、路肩の安全も必要ということで、コンクリート舗装のほうも修復していかなければならないのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） よろしくですね、その辺、あそこ、割と急なんですね。車そこ上がれますけれども。上がれますけれどもね。あそこ、南向きということで雪なんか降ってもすぐ溶けやすいというようなことがありますのですけれどもね、やっぱりだんだんだんだん高齢になってきましてね、皆さん大変なんです。そういう中で本当によろしくお願ひしたいと思ひます。

それから次のページの3ページ、10款なんですけれども、小学校の教育備品購入につきまし

て、寄附者との意向確認に時間を要したと、こういう項目があるわけですね。こういった寄附者との、寄附者はこういった目的で寄附したのか、松島に。どうぞと、お使いください。ただ何でここで意向を確認するためというふうな文面がありますので、これはこういった意向を確認したのか、どんな内容だったのか、ちょっとお示してください。

○議長（阿部幸夫君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉藤子君） 小学校費の教育用備品購入費のご寄附者の意向ということでお答えしたいと思います。

この件につきましては、令和元年の10月12日、台風19号への被害への支援としていただいたものということになります。ご本人のご意向としては、旧四小、第五小学区の子供たちのために活用してほしいということでしたということですが、実際にどのような形で子供たちのために活用していくかというあたりを当初町民福祉課のほうで受けておまして、教育のほうにもご相談ありまして、ご本人にもう一度確認しながら一番ご意向に沿う形で考えようということを確認していきまして、子供たち、旧四小、及び五小学区ということですので、二小と五小の子供たちがみんなで使えるもの、そこになくてちょっと不便を来しているというものに使わせていただくということで大変ご了解いただきまして、それで3月補正で教育用備品で上げたところです。3月補正で上げましたので繰越しさせていただきましたけれども、5月中に納品完了いたしまして、教育用ディスプレイ、大型の4Kの液晶テレビ、55型を2台ずつ二小と五小のほうに入れさせていただいたと。それについても無事このように早速入れさせていただいて活用しているということをご本人、ご寄附された方にも御礼を直接お話しして活用していただいたということに喜んでいただいたという経緯でございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） そういうことね、ここさ書いていて、難しいとは思いますがけれどもね、それ、補正予算でちゃんと聞いていけばいいんですけれども、そういうことで、分かりました、はい。喜んでおりますけれどもね。

それでは、最後です。最後のページです。4ページ。

公共土木施設災害復旧費ですね。19号の災害復旧なんですけれども、これ12月にこの補正予算に示されたこれ、7号、8号なんですね。これがこう延びているということになりますんですけれども、すごい私あのときも質問したと思うんですけれどもね、農地に関しては39か

所、それから農業施設に関してはもろもろありまして、104か所。合わせて143か所。この工事の予算が補正予算出されて、そのとき大丈夫なんですか、農繁期にかかって皆さん支障ないようにできますでしょうかというようなことだったんですね。そういう中で入札が査定後に着手するというふうになったんですけれども、今この令和3年3月、来年の3月まで工事入るといことなんだけれども、終わるといことなんだけれども、これだけの工事いっぱいあって大丈夫なんでしょうね。事故繰越とかなんかということはないでしょうね。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まず、農地災害復旧工事でありますけれども、こちらは補助、単独工事合わせまして、全体で41か所ございます。完了している箇所は26か所ございまして、残りの15か所のうち14か所につきましては、改良区さんとか地元整理組合さんとか話しまして、小規模なものはそちらのほうで対応していただいたという形になっております。今農地のほうで復旧が残っておりますのは、桜渡戸地区の雁ヶ沢になりますけれども、こちら大きく田んぼのり面が崩れたことから、あと大きい車が入れないということで、復旧に今かかっていられない状況となっております。ですので作付にできるだけ支障がないように進めてまいりますという話でしたが、こちらの部分は作付が今年できない状況となっております。その他についてはみんな作付できるように努力したところでございます。

あと、農業施設災害復旧工事につきましては、補助、単独合わせまして全体で112か所。5月末現在で完了している箇所が76か所になります。あとは、残箇所、36か所ほどありますけれども、こちらにつきましては3月末まで完了する予定で耕作後に施工する部分もありますので、末まで完了するという形になっております。

あと、公共土木施設災害復旧費でありますけれども、こちらにつきましては補助、単独合わせまして105か所あります。現在86か所、5月末で完成してございまして、残箇所は19か所となっております。こちら単独分、補助分ございますけれども、補助分については契約が全部終わっております。単独分につきましては12か所ほど一回入札を行いましたが入札不調となりまして今再公募している段階でございます。こちらの7月上旬には入札もう一回する予定でございますので、順当に決まれば今年度中には完了するという形になっております。農地災害復旧、農業用施設災害復旧、公共土木施設災害復旧、合わせまして3月までには完成する予定でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） そのとおりですね、行っていただければと思います。

最後にそれとあわせて、19号台風ですね、県道の部分なんですよ。利府松島線というんですかね、旧水族館から利府のほうに、赤沼のほうに向かう、石田沢。上って行ってすぐ左側。崩れておりますよね、町長の県庁とかなんか行くときはしょっちゅう通ると思います。皆さんも通ると思います。その工事ですね、本当にいつ頃から始まるのか。それから湯ノ原のところのところとか、そういう県道も含めてのそういう道路ですね。非常に危ない、特に石田沢は危ないということになりますので、県はどのように考えて、いつ取り組むのか、その辺を分かっていたら教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 県道の道路災害復旧工事でありますけれども、話がありました県道赤沼松島線ですね、こちらを含めまして8か所災害復旧予定でございます。単独、補助合わせて8か所でございます。工事契約のほうは完了しております、完成は令和3年の3月を見込んでおりますが、その中で赤沼松島線は7月中旬より8月末までの期間で実施すると今計画しているようです。しかし夏の観光シーズン、あとお盆のシーズンに入りますので、その時期についてはちょっと調整していきたいと思っています。あと8現場1業者で一括で、1ロットで契約しておりますので、順番的に施工してくるという形でありました。高城川上流部、明治潜穴から上流部の箇所が2か所ございますけれども、その箇所につきましては、河川との絡みの関係上、11月以降の工事となると聞いておりましたので、そのほかの部分については7月から順次工事にかかっているということでありました。工事の順番等、調整していただきながら、その観光シーズンとかそういったシーズンに当たらないような時期で早期に完成させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） やっぱりそうですね、7月から入るということでなのでね。このコロナの状況を見ないとわかりませんがね。やはり通常ですと観光客も含めながら特に石田沢のところはもうピークになるわけでございますよね。そういう中で、あの辺の工事、やるときは十分に慎重を期してやっていただければと思います。皆さん、ほかのこともそうです。そういうことで無事にこの示されたとおりの完了を目指していただけてください。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。報告を終わります。

---

日程第7 報告第2号 令和元年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書  
について

○議長（阿部幸夫君） 日程第7、報告第2号令和元年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第2号令和元年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

3款災害復旧費1項公共下水道施設災害復旧費の公共下水道施設災害復旧事業につきましては、令和2年1月の災害査定後の着手となったことから年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和2年7月下旬までに完了見込みとなっております

以上で下水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 報告が終わりました。報告事項ではございますが、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

---

日程第8 報告第3号 令和元年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（阿部幸夫君） 日程第8、報告第3号令和元年度松島町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第8号令和元年度松島町水道事業会計予算繰越計算書の提案理由を申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費の松島大橋水管橋添架事業につきましては、町発注の松島大橋災害復旧事業との工程調整に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和2年9月下旬までに完了見込みとなっております。

また、根廻・磯崎線道路改良工事に伴う配水管移設事業人管工区並びに同事業動伝一工区につきましては、町発注の道路改良工事との工程調整に時間を要し繰り越した事業であり、令

和2年9月下旬までに完了見込みとなっております。

左坂配水池基本設計測量調査業務委託事業につきましては、施設位置の選定や地権者の調整等に時間を要したため年度内に完了が見込めず繰り越した事業であり、令和2年6月下旬までに完了見込みとなっております。

○議長（阿部幸夫君） 報告が終わりました。報告事項ではございますが、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 左坂の配水池の位置が変わるようなんですが、どの程度、どの辺に位置変わるんですか。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 現在のところの状況をご説明させていただきます。

今の配水池の近傍地で、同程度の高さのあるところで今検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） まだはっきりとは決まっていないんですか、じゃあ。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 今基本設計の最終段階に入っていて、今のところ我々としては現在の配水池から十文字側のほうに若干移った場所を今候補地として今見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

---

日程第9 報告第4号 令和元年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（阿部幸夫君） 日程第9、報告第4号令和元年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第4号令和元年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書の提案理由を申し上げます。

8款土木費5項都市計画費の根廻・磯崎線道路整備事業（根廻側）につきましては、昨年度繰り越した事業で、残土搬出先である他事業との調整に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和2年9月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で一般会計の事故繰越し繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 報告が終わりました。報告事項ではありますが、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

---

日程第10 報告第5号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

○議長（阿部幸夫君） 日程第10、報告第5号和解及び損害賠償の額の専決処分についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第5号和解及び損害賠償の額の専決処分についてご報告を申し上げます。

令和2年5月9日午前7時40分頃、町営バス北松島線の運行業務中において、農道上下堤竹谷線を走行中に路線を誤ったため、東松島市上下堤字北72番地4地内で転回しようとして後退した際、後方に停車していた軽自動車に接触し、相手方車両の前面部分が損傷しました。これに関して、車両修理費として相手方に対し損害賠償額30万4,000円を支払うことで和解が成立し、地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会の議決により規定された町長の専決処分事項として、令和2年5月28日専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

○議長（阿部幸夫君） 報告が終わりました。報告事項ではございますが、質疑があれば受けたいと思います。10番後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） あまりこう和解の関係で私聞いたことないんですが、ちょっと続いているようなので少しお聞かせをお願いいたします。

今冒頭、町長のほうから説明ありましたが、東松島云々のこの地番はよく見ると45号石巻方面のそこで東部センターのほうに向かったあその丁字路辺りかなという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 農免農道から国道45号に向かった手前のところの丁字路のところでございます。農免農道、三陸道をくぐって国道に向かって右側に販売機ありますけれども、大体その辺りの箇所になります。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） それで、この報告に今説明あったのですが、具体的にどのような誤りの運行でなったのか、お知らせをお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 報告にも記載しておりますけれども、国道45号に向かって手前で本当は右折をして運行するところを、右折を忘れてそのままちょっと真っすぐ45号に向かって行って、一時停止をして、間違っただけを気づいてそのまま本当は一旦45号に出てもう一度戻ればよかったんですが、後ろに下がって転回をしようとしたときに後ろにいた軽自動車のほうにぶつかったという内容でございます。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） あまりこういう聞き方したくないんですけども、その運転手さんの何というんですかね、運転経歴もしくは年齢分かれば差し支えない程度にお願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今、町民バスの運転手、9名おりまして、6名の方は60代、あと残り3名の方が70代ですけども、今回事故を起こした運転手の方については72歳の方です。また、町民バスの運転については、今年度一年目ですが、その前に民間のほうでバスの送迎の運転の経歴が一年ほどある方でございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） ありがとうございます。止まっていたところに事故だから100、ゼロですよ。それで、車両のほうはいいんですけども、相手の軽自動車の方の傷害の有無はどうですかね。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） けがのほうは双方、特にございませんでした。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） それで、相手のほうはいいんですけども、この実際のほうのバスの多分損傷していると思うんですけども、その辺の修理の関係はどうなっているんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） バンパーのほうが若干傷が付きましてので、板金塗装ということで修理のほうは終了しております。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 結果的には最後に町として、一応町民バスなので、今回の事故も含めてやっぱり事故防止の対策を改めて聞きたいなと思います。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 毎年度特に町営バスの方には交通安全研修のほかに運転の適性検査というのを受けていただいて、ご自分の状態を確認はしていただいております。こうした事故があったときには特にミーティングを開催させていただいて、お互い再度初心に返った形で情報共有はさせていただいていますが、今後町が今行っている研修だけで不足するという場合には、状況にもよりますけれども、自動車事故の対策機構というところがあるんですが、そちらでもカウンセリングとか、より適切に助言をしていただける講習、研修制度がございますので、その辺の活用も検討していきたいなと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 後藤良郎議員。

○10番（後藤良郎君） 余談ですけれども、七ヶ浜町なんかではそういう高齢者の関係の対策を今年度の予算の中に入れていたようなんですけれども、それらを含めてもし町長のほうからお話があればお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 町営バスについては、町民の方々にご利用いただいている関係も特にございますので、安全安心面については、今後十二分な配慮をして運転するように今後なお指導していきたいと思っております。

○議長（阿部幸夫君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。6番片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） 今回の事故なんですが、車の整備としてバックカメラ、またはモニター等の整備等について、安全装置等についての考えはどうなんでしょうか。その辺、お願いします。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） バックモニターについてはいたんですが、確認はしたと思うんですが、多分ちょっと動揺をしていたのかなということで、ちょっと確認不足につながってしまったというふうに認識しております。（「自動で止まる安全装置の考えは」の声あり）

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 自動で止まるようにはなっていないので、本来であれば後退せずに前へ前へと行くのが原則ですので、そこを徹底していきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） 今バックしたときにも自動で止まるような車が出てきておりますので、そういうことも安全な、町民を乗せて歩くわけですから、ぜひ町としても今後安全な車を設置できるように望んでおります。終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

---

---

日程第11 議員提案第3号 松島町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正  
について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第11、議員提案第3号松島町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 議員提案第3号松島町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について、それでは、提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症について、令和2年5月25日をもって国の緊急事態宣言が解除されましたが、以前の経済状況、または元どおりの生活に回復するまでには相当の時間が要する状況であります。当町におきまして、国からの地方創生臨時交付金を財源に、様々な対策を講じられておりますが、町の負担も大なるものとなっております。町の財政負担を軽減し、さらなる支援を図るべき今年度における政務活動費を削減し、松島町の新型コロナウイルス感染症対策事業費に充てるために、当該条例について所要の改定を行うものでございます。各議員のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） ここで換気も含めて休憩に入りたいと思います。再開を11時10分といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

---

日程第12 議案第48号 松島町町税条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第12、議案第48号松島町町税条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第48号松島町町税条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴う改正であり、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応等について改正を行うものであります。

今回の改正は、条立てで行うものであり、主な改正内容につきましては、町税の徴収猶予の手續及び個人町民税の寄附金税額控除の特例等について改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） それでは、議案第48号松島町町税条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、第1条及び第2条と条立てで行うものでございまして、主な改正内容につきましては、町税の徴収猶予の手續及び個人町民税の寄附金税額控除の特例等について改正を行うものでございます。

主な改正内容につきまして、条例に関する説明資料の1ページをお開き願いたいと思います。

まず初めに、第1条改正の附則第10条の2の改正につきましては、固定資産税の軽減措置に関するものであり、町の定める生産性向上特別措置法における先端設備等導入計画に適合する中小企業の償却資産につきましては、その課税標準の価格をゼロとする特例措置に現在なっておりますが、その特例対象資産に事業用家屋及び構築物を追加し、償却資産と同様にその課税標準の価格をゼロとするものでございます。

なお、減収分につきましては、全額国費で補填されます。

続きまして、附則第15条の2の改正につきましては、軽自動車税の環境性能割について、環境性能に応じて税率を1%軽減する特例措置の期限を令和2年9月30日から6か月延長し、

令和3年3月31日までとするものでございます。

なお、減収分につきましては、全額国費で補填されます。

条例に関する説明資料の2ページをお開き願いたいと思います。

附則第24条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の申請が行われた場合、その申請書について訂正等の必要がある場合、その通知を受けた日から20日以内とするものでございます。

参考になりますが、今回の新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予につきましては、地方税法附則第59号の特例措置により令和2年2月から1か月以上の期間における収入が前年同期と比べおおむね20%以上減少した場合に、全ての税目について最大1年間の納税の猶予が認められるものでございます。担保の提供を不用とし、延滞金を免除されることとなります。この特例措置については、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用され、改正法施行日令和2年4月30日でございますが、そちら、30日以前の地方税についても遡って適用になります。

次に、条例に関する説明資料の3ページの第2条改正についてご説明いたします。

附則第25条の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例であり、芸術文化、スポーツのイベント等について新型コロナウイルス感染症等により開催が中止となりイベントチケット購入をした方が払戻しの請求を放棄した場合、その金額を寄附とみなし、個人町民税から10%の寄附金税額控除の対象とするものでございます。

なお、寄附金税額控除につきましては、そのチケット代金から2,000円を控除した金額が所得税及び個人町民税からの控除となります。また、寄付金控除の対象となるイベントにつきましては、イベント主催者が文部科学大臣に申請し、その認定を受けたイベント等となります。説明資料の記載行事等は一例でございまして、6月5日現在で634イベントが仮申請し、522イベント等が指定されております。

次に、附則第26条の改正につきましては、住宅借入金等における所得税から控除し切れない個人町民税の控除の特例であり、新型コロナウイルス感染症等の影響により新築した住宅等に令和2年12月31日まで入居できなかった場合、令和3年12月31日まで入居すれば個人町民税に係る税額控除の特例期間について1年間延長するものでございます。

その他の改正につきましては、地方税法の改正に伴う引用条項等のずれの改正を行ったものでございます。

なお、この条例は交付の日から施行し、第2条の規定は令和3年1月1日から施行するもの

でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

---

日程第13 議案第49号 松島町都市計画税条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第13、議案第49号松島町都市計画税条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第49号松島町都市計画税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴う改正であり、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応等について改正を行うものであります。

今回の改正は条立てで行うものであり、主な内容につきましては、地方税法の改正に伴う運用条項ずれ等の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

---

日程第14 議案第50号 松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第14、議案第50号松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第50号松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） それでは、お手数ですが、条例に関する説明資料をお開き願います。

本条例の一部改正につきましては、第10条第3項におきまして放課後児童支援につきましては都道府県知事または指定都市の長が行う研修を修了した者がこれまでの要件となっておりますが、省令の改正に伴いまして、中核市の長が行う研修が追加されたことから条項に加えるものであります。

なお、東北地方における中核市につきましては、記載にありますとおり8つの市となっております。条例施行は公布の日からとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第15 議案第51号 指定管理者の指定について【松島町文化観光交流館】  
（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第15、議案第51号指定管理者の指定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第51号指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

松島町文化観光交流館の設置及び管理に関する条例に基づき、指定管理者を公募したところ1団体から申込みがあり、町の選定委員会の審議の結果、指定管理者として安定した施設の管理運営をすることが可能であると判断し、株式会社B B Iを指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、教育委員会より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 伊藤教育課参事。

○教育課参事兼中央公民館長（伊藤政宏君） それでは、議案第51号につきましてご説明を申し上げます。

松島町文化観光交流館の指定管理者としまして、指定しようとする団体であります株式会社B B Iにつきましては、平成27年10月から文化観光交流館を指定管理者として管理運営を行っている法人でございます。指定管理期間につきましては、令和2年10月1日から令和7年9月30日までの5年間となります。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第16 議案第52号0 工事請負契約の締結について【町道磯崎・手樽線外道路整備工事】（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第16、議案第52号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第52号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する町道磯崎・手樽線外道路整備工事に関するものであり、去る5月21日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、道路改良工、施工延長656メートルを行うものであります。

工期は、令和3年1月29日であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、町道磯崎・手樽線外道路整備工事の契約締結につきまして説明いたします

工事につきましては、東日本大震災復興交付金事業である災害公営住宅事業に対しまして、事業費の20%で一括配分となる市街地復興効果促進事業で行うものです。

説明資料の1ページ目、位置図をお開きください。

工事場所につきましては、磯崎地区赤線部分の県道奥松島・松島公園線、さん直屋前交差点から白萩避難所前交差点までの町道であります。

説明資料の2ページ目をお開きください。

図面上の平面図ですが、1段目左が起点の県道奥松島・松島公園線、さん直屋前交差点、2段目右側が終点の白萩避難所前交差点です。

道路整備につきましては、道路幅4メートルの整備を行うものですが、道路幅が4メートル

に満たない箇所については用地買収を行い拡幅をするものです。また、拡幅がない区間につきましても、既設の側溝及び舗装の改修が必要な箇所は、側溝改良及び舗装の打ち替え工事を行うものです。

平面図の赤着色箇所が実施区間でありますが、県道から白萩避難所までの区間、全体で800メートルのうち656メートルを整備するものです。

図面下は標準横断図になります。側溝設置及び全幅の舗装打ち替えを行います。道路の舗装構成は、表層部アスファルト舗装、厚さ5センチメートル、上層路盤部粒度調整碎石厚さ15センチメートル、下層路盤部再生碎石厚さ20センチメートルでございます。

図面左下、工事概要です。施工延長656メートル。排水溝、管渠、37メートル。道路側溝1,009メートル。集水ます19基。舗装工、道路舗装2,712平米であります。

説明資料の3ページ目をお開きください。

入札結果であります。入札方法は、条件付一般競争入札を行ったものです。公募したところ、3社から申込みがあり、入札を行った結果、第1回目の入札において予定価格に達し、丸勘建設株式会社宮城営業所を請負契約予定者としたものでございます。落札金額は、5,119万円であり、契約額につきましては、消費税が入りまして5,630万9,000円であります。また、仮契約につきましては、令和2年5月26日に締結しております。

なお、工期につきましては、先ほども説明ありましたが、令和3年1月29日までであります。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第17 議案第53号 令和2年度松島町一般会計補正予算（第3号）について  
（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第17、議案第53号令和2年度松島町一般会計補正予算（第3号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第53号令和2年度松島町一般会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の人事異動に伴う人件費等について補正するものであります。

補正の概要を、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして、5ページをお開き願います。

1款議会費1項1目議会費につきましては、議会から新型コロナウイルス感染症対策事業費のため、今年度の視察研修経費と政務活動費を減額する旨の申出により補正するものであります。

6ページをお開き願います。

2款総務費1項12目町民バス運行費につきましては、会計年度任用職員の経費について補正するものであります。

7ページの5項2目指定統計費につきましては、令和2年4月17日付、工業統計調査市町村交付金の交付決定通知に伴い、調査経費について減額するものであります。

8ページをお開き願います。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、職員の人事異動に伴う人件費について国民健康保険特別会計繰出金を増額するものであります。

3目老人福祉費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、文化観光交流館における敬老会を中止し、郵送による記念品等の配布を実施するため、所要の経費について補正するものであります。

2項1目児童福祉総務費につきましては、児童手当制度における社会保障税番号制度を活用した情報照会及び情報提供で用いる項目が新たに追加されたことに伴い、児童手当システムの改修を行うため補正するものであります。

9ページにわたります。

3目保育所費につきましては、会計年度任用職員の経費について補正するものであります。

12ページをお開き願います。

8款土木費2項2目道路維持費につきましては、社会資本整備総合交付金の交付内定に伴い、町道高城・桜渡戸線舗装補修工事に係る経費を補正するものであります。

5項2目公共下水道費につきましては、職員の人事異動に伴う人件費分について下水道事業特別会計繰出金を減額するものであります。

13ページの10款教育費2項2目教育振興費につきましては、令和2年度の学習指導要綱改定に伴い、今後発行となる小学校教師用教科書及び指導書の経費について補正するものであります。

14ページにわたります。

4項2目公民館費につきましては、会計年度任用職員の経費及び新型コロナウイルス感染症

拡大防止に伴う第60回町民ふれあいスポーツ大会の来年度への延期による所要の経費について補正するものであります。

14ページの5項1目保健体育総務費につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック大会の延期決定に伴い、聖火リレーにつきましても延期となりましたことから、所要の経費を減額するものであります。

15ページの11款災害復旧費2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、町道松島・磯崎線（松島大橋）橋梁外災害復旧工事における橋梁添架負担金の額の確定に伴い財源更正するものです。

歳入につきまして、3ページをお開き願います。

15款分担金及び負担金1項2目災害復旧費負担金につきましては、歳出でご説明しました町道松島・磯崎線（松島大橋）橋梁外災害復旧工事において橋梁添架負担金の額が確定しましたことから補正するものであります。

17款国庫支出金1項2目災害復旧費国庫負担金につきましては、ただいまご説明しました災害復旧費負担金の補正に合わせ減額するものであります。

2項2目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました児童手当システム改修費に対するものであります。

4目土木費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました町道高城・桜渡戸線舗装補修工事に対するものであります。

4ページをお開き願います。

18款県支出金3項1目総務費委託金につきましては、歳出でご説明しました工業統計調査に係る統計調査費委託金の交付決定に伴い減額するものであります。

24款町債1項2目土木債につきましては、歳出でご説明しました町道高城・桜渡戸線舗装補修工事に対するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

また、16ページに記載しております文化観光交流館指定管理業務について債務負担行為を設定するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長等より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、主要事業説明資料をお開きください。

8款2項2目道路維持費舗装補修事業の補正につきまして説明いたします。事項別明細書は12ページになります。

今回の補正につきましては、社会資本整備総合交付金事業により町道の舗装補修を行うものです。

事業概要①(1)になりますが、工事請負費は517万円でありまして、町道高城・桜渡戸線延長10メートルの舗装補修を行うものです。

財源内訳であります。財源表中の国費につきましては、社会資本整備総合交付金、補助率50%、起債につきましては、道路整備事業債、起債率は町財源の90%であります。

次ページの計画図をお開きください。

舗装補修箇所につきましては、平面図赤着色箇所の町道高城・桜渡戸線、JR東北本線明神踏切の城内側でございます。延長10メートル、車道幅9メートル、面積90平米の舗装打ち替え補修を行うものです。

左下に標準断面図がありますが、既設のアスファルト舗装を剥ぎ取り、既設路盤をセメント及びアスファルト乳剤を混ぜ改良、転圧を行い、その上に表層5センチメートル、上層路盤8センチメートルのアスファルト舗装を行います。これにより既設の舗装より強度が上がる計画であります。

工事実施につきましては、JR近接工事の協議がありますので、今年度中の完成を見込んでおります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 資料はございませんが、健康長寿課より令和2年度の敬老会についてご説明させていただきます。

事項別明細書は8ページになっております。

3款1項3目老人福祉費の提案理由において、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、今年度9月に開催を予定しておりました敬老会を中止する旨、先ほど町長より説明があったところでございます。

敬老会は、毎年400名前後の方が一堂に会する大きなイベントでございます。今年度の開催に当たり、新型コロナウイルス感染症の感染対策を検討してまいりましたが、会場全ての椅子を使用したとしても人と人の距離を十分に取ることが難しく、また式典の前後において来場者の密接の場面を避けることは非常に困難であるとの判断に至りました。以上の理由か

ら、大変残念ではございますが、参加者の健康、安全面を最優先に考え、式典及び催物の開催を中止することに決定いたしましたところでございます。

式典は中止となりますが、9月になりましたら記念品と名簿を対象者全員に郵送し、2,700名の方々への長寿のお祝いとさせていただきます予定です。

なお、7月、8月号の広報やホームページ、また各種事業等で町民の方へ周知を行い、また例年式典などにご出席いただいております関係期間の皆様にも通知などでお知らせする予定としております。

以上、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 伊藤教育課参事。

○教育課参事兼中央公民館長（伊藤政宏君） それでは、先ほど町長から説明がございましたが、10款4項2目の事項別明細書の14ページの公民館費の減額補正でございますが、これに関わります第60回ふれあいスポーツ大会を1年延期という経緯についてご説明を申し上げます。

この大会が第60回という節目の大会でありますことを考慮しまして、東京2020オリンピック・パラリンピック同様に、令和3年度に第60回大会の名称を残すため中止とせず1年延期としたものでございます。このことにつきましては、第60回ふれあいスポーツ大会の主管となるのは、分館長会であることから、5月28日に第1回分館長会議を開催しまして、新型コロナウイルス感染防止のため第60回ふれあいスポーツ大会を1年延期とするこの議題に対しまして、各分館長全員の賛成によりまして承認されたものでございます。このことから、第60回ふれあいスポーツ大会を1年延期を決定し、その予算につきまして減額補正をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第18 議案第54号 令和2年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第18、議案第54号令和2年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第54号令和2年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の職員の人事異動に伴う人件費について補正し、一般会計繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第19 議案第55号 令和2年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第19、議案第55号令和2年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第55号令和2年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の職員の人事異動に伴う人件費について補正し、一般会計繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第20 議案第56号 令和2年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第20、議案第56号令和2年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第56号令和2年度松島町水道事業会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和2年4月1日付の人事異動に伴う人件費について補正するものであります。これにより水道事業費用の総額を6億5,193万8,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第21 議案第57号から日程第28 議案第64号

○議長（阿部幸夫君） お諮りいたします。

日程第21議案第57号から日程第28議案第64号までは、松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての議案であります。関連がございますので、一括して議題の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

ここで、一括ですので、昼食休憩に入りたいと思います。よろしいでしょうか。

再開を13時といたします。

午前11時45分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第21、議案第57号から日程第28、議案第64号までを一括議題とします。

議案の朗読を省略し、議案の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今回の委員の任命につきましては、今年7月19日をもって農業委員会委員の任期が満了することに伴い、委員候補者の募集を行ったところ、定員8名に対し同数の応募がありました。また、委員の任命過程の公正性を確保するため、農業委員候補者選考委員会で審議がなされ、8名の候補者は人格、見識ともに優れ、委員に最適であると考えております。このことから、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間であります。

議案第57号の高橋和夫氏は、現在松島町農地利用最適化推進委員を務めております。また、本町の認定農業者として農業に従事し、農業に関する見識を有していることから農業委員会の職務を適切に行うことが期待できる方であります。

議案第58号の千坂とみ江氏は、現在農業委員会委員を務めております。また、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しないものとして引き続き農業委員会の職務を適切に行うことが期待できる方であります。

議案第59号阿部良晴氏は、現在農業委員会委員を務めております。また、本町の認定農業者として農業に従事し、農業に関する見識を有していることから、引き続き農業委員会の職務を適切に行うことが期待できる方であります。

議案第60号の菊地正美氏は、現在松島町農地利用最適化推進委員を務めております。また、本町の認定農業者として農業に従事し、農業に関する見識を有していることから、農業委員会の職務を適切に行うことが期待できる方であります。

議案第61号の林 裕志氏は、現在農業委員会会長として職務を担っております。また、本町の認定農業者や有限会社F・F磯崎取締役として農業に従事し、農業に関する見識を有していることから引き続き農業委員会の職務を適切に行うことが期待できる方であります。

議案第62号の内海博之氏は、現在松島町農地利用最適化推進委員を務めております。また、平成23年7月から2期農業委員会委員の経験を有し、農業に関する見識を有していることから、農業委員会の職務を適切に行うことが期待できる方であります。

議案第63号の只木幸子氏は、現在農業委員会委員を務めております。また、女性農業者の地位確立を推進し、農業に関する見識を有していることから、引き続き農業委員会の職務を適切に行うことが期待できる方であります。

議案第64号の赤間善弘氏は、現在農業委員会委員を務めております。また、本町の認定農業者や有限会社セントラルライス中通の代表者として農業に従事する青年農業者で、農業に関する見識を有していることから、引き続き農業委員会の職務を適切に行うことが期待できる方であります。

以上の8名を農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案第57号から議案第64号までの議案の説明が終わりました。

日程第21、議案第57号から日程第28、議案第64号までは、質疑についても一括して行いたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

日程第21、議案第57号から日程第28、議案第64号までは人事案件ですので討論を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

これより、議案第57号を採決します。

議案第57号につきましては、同意とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することと決定をいたしました。

次に、議案第58号を採決します。

議案第58号につきましては、同意とするということにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

次に、議案第59号を採決します。

議案第59号につきましては、同意とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定をいたしました。

次に、議案第60号を採決します。

議案第60号につきましては、同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定をいたしました。

次に、議案第61号を採決します。

議案第61号につきましては、同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定をいたしました。

次に、議案第62号を採決します。

議案第62号につきましては、同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定をいたしました。

次に、議案第63号を採決します。

議案第63号につきましては、同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定をいたしました。

次に、議案第64号を採決します。

議案第64号につきましては、同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定をいたしました。

---

#### 日程第29 諮問第2号から日程第33 諮問第6号

○議長（阿部幸夫君） お諮りいたします。日程第29、諮問第2号から日程第33、諮問第6号までは松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについての諮問であり、関連がございますので、一括して諮問の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

日程第29、諮問第2号から日程第33、諮問第6号までを一括議題といたします。

諮問の朗読を省略し、諮問の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今回委員の人選につきましては、条例の指針に沿い、公正、中立の立場

で客観的に入札及び契約事務手続の審査等を適切に遂行できる学識経験者を充てることとして、宮城県等の委員構成を参考にいたしまして弁護士、大学教授、公認会計士、行政経験者の5名をして議会のご意見をいただくものであります。

諮問第2号の赤石雅英氏は、塩竈市において公認会計士として会計事務所を主宰しております。また、松島町入札監視委員会第1期目から委員を務めております。

諮問第3号の泉田成美氏は、現在東北大学大学院教授の職にあります。また、松島町入札監視委員会第1期目から委員を務めております。

諮問第4号の武田三弘氏は、現在東北学院大学教授の職にあります。また、松島町入札監視委員会第2期目から委員を務めております。

諮問第5号の梶塚善弘氏は、松島町在住の元宮城県職員であります。また、松島町入札監視委員会第5期目から委員を務めております。

諮問第6号の小川真儀氏は、仙台弁護士会より推薦され、石巻市において弁護士として法律事務所を主宰しております。また、松島町入札監視委員会第6期目から委員を務めております。

以上の5名を松島町の入札監視委員会委員に選任したいので、松島町入札監視委員会設置条例第3条第1項に基づき議会の意見を求めるものであります。

○議長（阿部幸夫君） 諮問第2号から諮問第6号までの諮問の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

諮問に対する答申は、各諮問ごとに行います。

初めに、諮問第2号につきましてお諮りいたします。

諮問第2号につきましては、適任と答申したいと思っております。このことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについては適任と答申することに決定をいたしました。

次に、諮問第3号についてお諮りいたします。

諮問第3号につきましては、適任と答申したいと思っております。このことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについては適任と答申することに決定をいたしました。

次に、諮問第4号につきましてお諮りいたします。

諮問第4号につきましては、適任と答申したいと思えます。このことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第4号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについては適任と答申することに決定をいたしました。

次に、諮問第5号につきましてお諮りいたします。

諮問第5号につきましては、適任と答申したいと思えます。このことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第5号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについては適任と答申することに決定をいたしました。

次に、諮問第6号についてお諮りいたします。

諮問第6号につきましては、適任と答申したいと思えます。このことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第6号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについては適任と答申することに決定をいたしました。

---

#### 日程第34 松島町選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（阿部幸夫君） 日程第34、松島町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙管理委員及び補充員の選挙方法については、地方自治法第118条の第2項の規定より指名推選により行いたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選することに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えますが、

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

それでは、初めに選挙管理委員を指名します。

選挙管理委員には、佐藤稜威彦さん、上野和泰さん、青木浩二さん、千葉多恵子さん、以上4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました佐藤稜威彦さん、上野和泰さん、青木浩二さん、千葉多恵子さんを当選者として定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました佐藤稜威彦さん、上野和泰さん、青木浩二さん、千葉多恵子さんは選挙管理委員に当選をされました。

続きまして、選挙管理委員補充員を指名します。

選挙管理委員補充員に、大山憲一さん、秋保きよみさん、中村明美さん、菅原嘉代子さん、以上4名の方を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました大山憲一さん、秋保きよみさん、中村明美さん、菅原嘉代子さんを当選人として定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました大山憲一さん、秋保きよみさん、中村明美さん、菅原嘉代子さんが選挙管理委員補充員に当選されました。

お諮りいたします。補充員の順位につきましては、指名した順序によりたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、補充員の順位は指名の順序によることに決定をいたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会といたします。

再開は、15日午前10時です。

大変皆様ご苦労さまでございました。

午後 1 時 2 0 分 散 会